

新規サービス受付への1XY番号の使用について

平成18年2月6日

IP時代における電気通信番号の在り方に関する研究会
ワーキンググループ

新規サービス受付への1XY番号の使用に関する問題

営業・料金案内用1XY番号について

1XY番号は、加入者を直接收容する電気通信事業者がその加入者に対して提供するサービスに利用するもの。

営業・料金案内に用いる1XY番号（以下「営業・料金案内用1XY番号」という。）には、116、151、157の3つがある。

営業・料金案内用1XY番号は、加入者を直接收容する電気通信事業者に付与されているものであるが、各事業者の判断により、1XY番号の他、着信課金用番号（0120）、事業者識別番号（00XY）+付加番号が用いられている。

「平成10年度 電気通信番号に関する研究会報告書」（平成11年1月）において、営業・料金案内に「1XY番号の使用は必須ではないと考えられる」が、利用者利便の確保という観点から「当面利用可能とすることが適当」として整理されている。

問題の所在

1XY番号は、桁数が3桁と短いことから、一般的に消費者にとって覚えやすく、利便性の高い番号であると考えられている。

他方、自網内で利用する番号という性質から、利用者が営業・料金案内用1XY番号を利用できるのは、当該利用者が加入者回線を契約している事業者に対して連絡する場合のみである。他の事業者に対して連絡する場合には、着信課金用番号や事業者識別番号等、5桁以上の番号をダイヤルしなければならない。

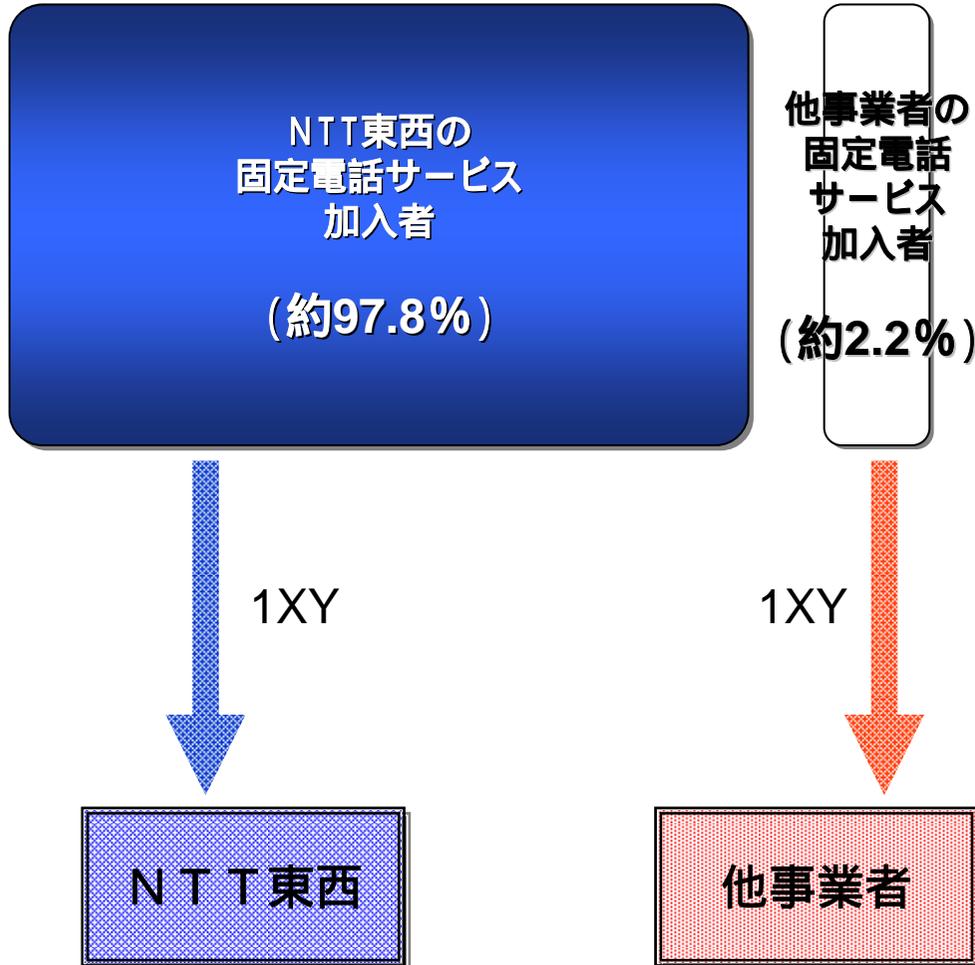
現在、NTT東西の固定電話サービス市場における契約数シェア（加入者回線ベース）は90%を超えていることから、潜在的顧客がNTT東西の加入者であると考えられるFTH等の新規サービスの受付に関しては、事実上、NTT東西は3桁の1XY番号を使用することができる一方、他事業者は5桁以上の番号を使用せざるを得ない状況となっている。

このような新規サービス受付番号の桁数の差は、当該新規サービスに関する競争条件に差異をもたらしている可能性がある。

< 参考 >

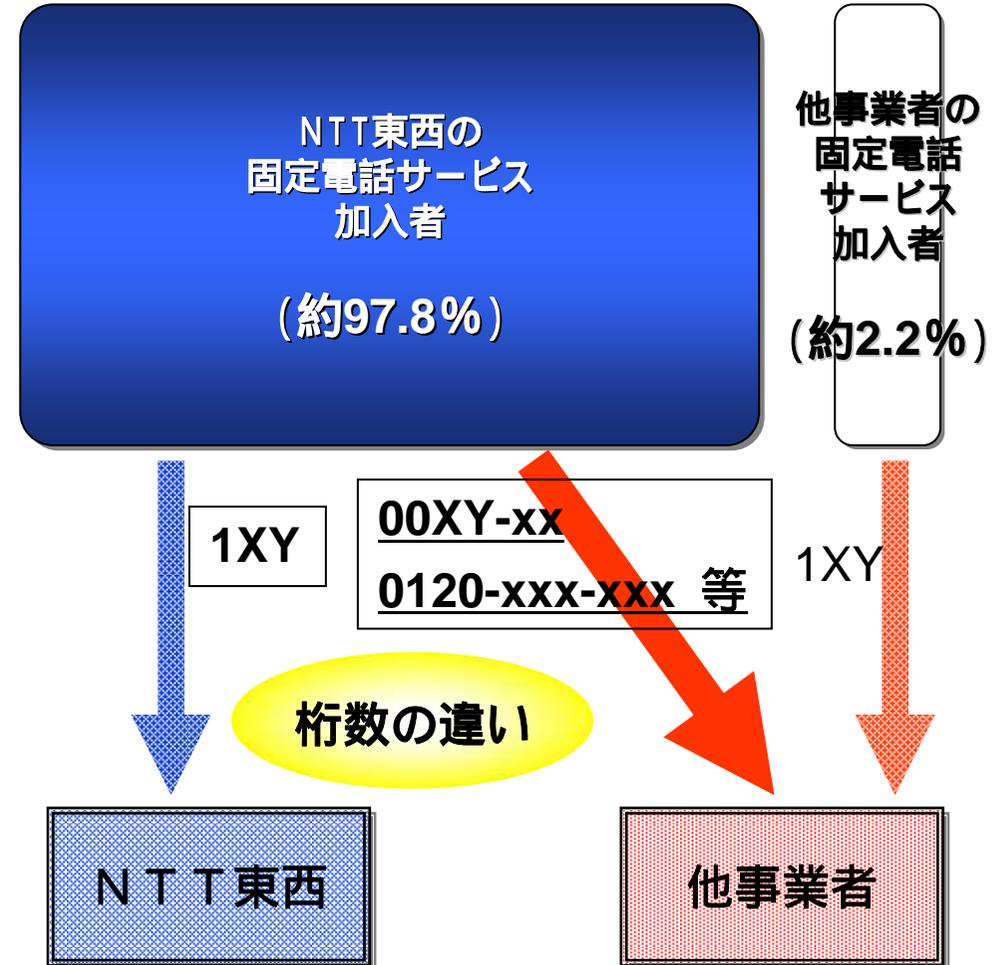
固定電話サービスに関する問い合わせ等

数字は平成17年3月末現在



新規サービス（F T T Hサービス等）の受付

数字は平成17年3月末現在



固定電話以外にも、携帯電話、インターネット、販売代理店等からの新規サービス受付も存在する。

第一次報告書における整理

1 X Y 番号の取扱いに関し、「IP時代における電気通信番号の在り方に関する研究会第一次報告書」（平成17年8月）においては、以下のとおりの整理が行われ、本件について引き続き検討していくことが適当であるとされた。

問い合わせ・故障受付窓口用 1 X Y 番号

既に提供しているサービスに関する問い合わせや故障受付等に 1 X Y 番号を利用することについては、利用者利便の観点から、問題はない。

事業者ごとの 1 X Y 番号の確保

1 X Y 番号を事業者ごとに付与することについては、十分な番号容量が確保できないこと等を踏まえると、適当ではない。

要検討事項

- 新規サービスの営業案内に利用する番号の桁数に差があることが公正競争上問題となるか
- 番号の桁数の差が公正競争上問題となるか否かは、自加入者の数に依存するか
- 新規サービスの営業を着信課金用番号に統一する場合の利用者への影響

桁数の差が競争条件に与える影響について (1)

- アンケート調査及びその結果 -

アンケート調査の実施

新規サービス受付番号の桁数の差が競争条件に差異をもたらしているか否かを定量的に検証するため、慶應義塾大学田中辰雄助教授及び株式会社データリソースにより、「電話サービス・ブロードバンドサービス等の選択行動に関するアンケート調査」を実施（平成17年12月19日番研WGにおいて日本テレコム提示）。

アンケートの調査項目・質問の作成等は、番号研究会WGメンバーによる議論を経て行われたものであり、アンケートの実体的・手続的な客観性・中立性は確保されていることから、本件に関する検討に当たって最大限参考とすべきものと考えられる。

アンケート調査結果のポイント

ブロードバンドサービス受付番号の桁数の差が消費者の選択行動に与える効果（桁数効果）は、統計的に有意であり、存在している。

ただし、この桁数効果はサービス内容の差別化等により克服可能なものである。

桁数の差が競争条件に与える影響について (2)

- アンケート調査結果の分析 -

NTT・NTT東日本

- 新規サービスの申込者は、受付番号の桁数よりもサービス内容や料金等でサービス提供事業者を選択する意向が高い。
- 受付番号の桁数差は、公正競争上の問題となるほどの有意差はない。

日本テレコム

- ブロードバンドサービスを選択する際に、月額料金等のサービス内容が大きな選択要因であるとはいえ、受付番号の桁数のみで選択行動を取る消費者も0ではない。
- 企業努力以外の競争条件は公平とすべきである。

事務局（総務省）

新規サービス受付番号の桁数の差が消費者の選択行動に与える効果は有意であり、この効果はサービス内容の差別化によって克服可能であるとしても、桁数の差による効果をサービス内容等の改善努力で埋めなければならないという状況は、競争条件にも有意な差異をもたらしていると考えられる。

必要となる措置についての事務局の考え方（1）

公正競争条件の観点から必要となる措置

新規サービス受付番号の桁数の差が競争条件にも有意な差異をもたらしていることを踏まえれば、新規サービス受付への1XY番号の使用に関し、公正競争条件を確保するための措置が必要と考えられる。

具体的には、1XY番号の使用により競争上優位な立場に立つことが可能となるNTT東西に対し、たとえば以下の措置を求めるということが考えられる。

1XY番号を新規サービスの受付番号として広告しないこと。新規サービスの広告において受付番号を示す場合は、着信課金用番号等を用いること。

新規サービスの受付については、1XY番号による対応とは別とし、上記着信課金用番号等による対応とすること。

「新規サービス」の範囲

本件は、固定電話サービス市場におけるNTT東西の圧倒的な市場シェアが、事実上、他のサービス市場における受付番号の桁数に差を生じさせることとなり、そのことが結果的に競争条件の差異をもたらしているという問題である。

このことに照らせば、「新規サービス」とは、桁数の差の効果が競争条件の差異となって及ぶサービス、すなわち、固定電話（加入電話及びISDN）サービス以外のサービスとすることが適当である。

必要となる措置についての事務局の考え方（2）

利用者利便の観点

本件の検討に当たっては、公正競争条件という観点の他、利用者利便の観点も考慮することが必要である。

前頁の措置については、基本的にはNTT東西の営業方法の変更であり、利用者利便を著しく損なうものではないと考えられる。

前頁の措置については、たとえば利用者が従前どおり1XY番号で新規サービスの申込みを行った場合における対応や、固定電話サービスに関する問合せと新規サービスに関する問合せを共に行う場合における対応に関して、利用者利便を著しく損なう可能性がないか、検証を要するものである。

これらを踏まえつつ、必要となる措置に関して引き続き検討することが適当である。

他事業者による1XY番号の使用

本件は、NTT東西が固定電話サービス市場において圧倒的なシェアを有していることに関連する問題であることから、他の固定通信事業者が用いる1XY番号については、今般の検討に当たって問題とするものではない。

また、携帯電話サービスに関しても、各事業者が営業・料金案内用1XY番号を使用しているところであるが、固定電話サービスの場合のような特定の事業者が著しく高いシェアを占めるという状況にはないことから、今般の検討に当たって問題とするものではない。

各社の営業案内番号

< 参考 >

NTT	KDDI	日本テレコム	平成電電	フュージョン・コミュニケーションズ	NTTコミュニケーションズ	J-COM
116 0120-XXX-XXX XXXは地域毎	0077-7025 (116は接続されるが周知はしていない。)	0088-221-221 0120-917-221 116	0120-998-997	0120-987-X XX XXXは目的毎 旧パワドコム 0081-151 0120-719-019	0120-506-506	116 0120-999-000

NTTドコモ	au	ホータフォン	ツーカー	ウィルコム
151 0120-800-000	157 0077-7-111	157 0088-2XX-157 XXは地域毎	151 157(自動応答)(東海のみ) 0077-789-151	116 0120-921-156

1XY番号は自網内からの発信の場合のみ

番号の公正競争上の問題に関する具体的事例

優先接続制度の導入

かつて、利用者がNTTの加入電話から他の事業者経由で電話を利用する場合には、最初に事業者識別番号「00XY」をダイヤルすることが必要であったため、事業者識別番号をダイヤルせずに接続可能なNTTと他の事業者との間の公正競争が図られない懸念があった。

そこで、NTT東西及びNTTコミュニケーションズに対しても4桁の事業者識別番号を付与した上、平成13年5月より、電話サービスを利用する場合に、あらかじめ事業者を選択してNTT東西に登録しておけば、当該事業者の事業者識別番号のダイヤリングを省略して通話を可能とする仕組みである「優先接続制度」が導入された。

なお、米国や欧州においても同様の制度が導入されており、米国では「ダイヤリング・パリティ」、欧州では「キャリア・プリセレクション」と呼ばれている。

海外における最近の事例

フランスにおいては、電話番号案内サービスに関し、従来フランス・テレコムに「12」の2桁、新規参入事業者に4桁の電話番号が割り当てられていたが、平成16年6月、コンセイユ・デタ（行政最高裁判所）はこれが「不公平な扱い」に当たるとして、全ての事業者に対して同じ形式の番号を与えるよう命令。

これを受けて平成17年6月、電気通信規制機関（ART）は、フランス・テレコムを含む27の事業者グループに対して「118」で始まる6桁の番号を付与。平成18年4月より、「12」番号の使用は停止される。